

鳥取県告示第368号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成24年5月23日から施行する。

同日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年1.2 <u>パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	年1.4 <u>パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	年1.825 <u>パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	年2.025 <u>パーセント</u>	略
その他の資金	年1.2 <u>パーセント</u>	略	その他の資金	年1.4 <u>パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。